

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	小型漁船の総トン数の測度に関する政令	法令の番号	昭和28年政令第259号						
許認可等の種類	小型漁船の総トン数の改測	根拠条項	第1条第3項						
審査基準	<p>1. 船舶の主要寸法（長さ、幅、深さ）等を改造し、総トン数に変更されたとき。</p> <p>2. 改造を明らかにした一般配置図、総トン数計算書が提出されたとき。</p> <p>3. 変更を生じた日から14日以内に申請書が提出されたとき。</p>								
	受付 機関	水産課	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	標準処理期間 14日	目次 NO	30
							標準経由時間	—	